

目次

- I 育成する人材像と研究科の教学目標
- II 研究科を取り巻く情勢と2013年度の教学課題
- III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況
- IV FD等の授業改善
- V 2014年度入試
- VI 学習・進路就職支援
- VII 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用
- VIII 法務研究科の運営について
- IX 研究業績

I 育成する人材像と研究科の教学目標

1 アドミッションポリシー

本研究科は、「私立京都法政学校」から始まる100年にわたる立命館建学の精神および教学理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持った法曹を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。より具体的には、グローバルな視点と鋭い人権感覚を備え、さまざまな分野・専門領域において活動する法曹という意味での「21世紀地球市民法曹」を養成することを目的としている。

2 学力形成・進路就職目標

(1) 地球市民法曹養成のための特色あるプログラム

教学理念である地球市民法曹養成のために、本研究科は、第1にグローバルな視点の養成という点では、アメリカン大学からの派遣教員による「英米法」の講義や、その協力の下にワシントンDCで実施している「外国法務演習」、シドニー大学と共同で開講している「京都セミナー」及び単位外となるが「東京セミナー」といった科目によって、その実現を図っている。

第2の法曹としての専門分野の能力開拓は、展開・先端科目の8単位プログラム・バック制（ただし、現在は、1バック履修が必修ではない。）により、講義4単位と演習4単位をセットで履修できることとすることで、その実現を図っている。

第3の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、「リーガルクリニックI・II」及び「エクスターンシップ」という臨床系科目の選択必修制によって現場の感覚を学ぶことで、その実現を図っている。リーガルクリニックIに関しては、舞鶴市と連携しての出張法律相談を実施し、また、同IIについても地方自治体や各種NPO法人等との連携や新聞等のマス・メディアを通じた広報を通じて相談者の確保を図っている。エクスタ

ーンシップの実習受入先確保については京都・大阪・奈良の3弁護士会所属弁護士を中心とした連携や民間企業や地方自治体の法務部門との連携にも努め、一定数の受け入れ先を確保している。

これらのプログラムは、本研究科における法曹養成教育の特色として、受験生、学生、社会にアピールしているとともに、2012年度に実施された日弁連法務研究財団による認証評価にあたってはA評価と高く評価されている。

(2) 司法試験合格に向けた学力形成

本研究科は、司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、上述のような特色ある質の高い法曹を送り出していくことを目指している。法曹になるためには司法試験に合格しなければならない。2013年度司法試験においては、全国13位となる40名の本研究科修了者が合格した。合格者数が前年度より3名減ったことは残念であるが、全国の法科大学院の中では順位を一つあげた。修了2年目以降の受験生の健闘が目立ったが、他方で修了1年目受験者の合格数は、予想を下回った。今後とも教育内容・方法の一層の改善を進め、また修了後の継続的学習の環境形成・サポート体制も充実させていく。

II 研究科を取り巻く情勢と2013年度の教学課題

1 社会的環境

適性試験の受験者の減少には依然として歯止めのかからない状況が続いている。2013年度は、実受験者（入学資格を有する実受験者数）4792名であり、2012年度の実受験者数5801名と比較して、82.6%に留まる。法科大学院進学希望者の数は、近時、前年比で20%ずつ減少する傾向が依然として続く。この傾向に合わせ、本学志願者・入学者も年々減少し、非常に厳しい環境が続いている。これに加え、司法試験合格者の就職難に関する報道などにより、法科大学院進学希望者の数の減少が、いつ下げ止まるか不明な状況である。さらに、2013年度の司法試験予備試験の合格者数は351名となり、2012年度の219名に比べて大幅に増加した影響を受け、法曹希望の法学部生にとって予備試験の方が法科大学院進学よりも優先順位の高いキャリアパスとなりかねない。

他方、司法試験合格者は、当初の目標が3000人であったが、2008年度2065人、2009年度2043人、2010年2074人、2011年度2063人、2012年度2102人、2013年度2049人と2000名程度に留まっている。今後、司法試験合格者数が2000名程度で維持されるかも見通しは必ずしも明らかではない。

以上のように、法科大学院は制度的に非常に厳しい環境のもとに置かれており、これに対応して、各法科大学院とも定員を削減する動きが続いている。本法科大学院においても少人数による一層充実した教育を実現するため、2014年度より、入学定員を130名（未修40名、既修90名）から100名（未修30名、既修70名）に削減することを決定した。

2 学生実態

本法科大学院の入学者を出身大学別にみると、2013年度は、①立命館大学 28名、②同志社大学および関西大学 4名、④龍谷大学および西南学院大学 3名、の順である。全体的な受験生の減少に伴い、立命館大学出身者が49%とほぼ半数を占める状況になっている。

アドミッションポリシーとして掲げている「多様性」という点で、社会人の確保、法学部以外の専門学部からの入学者の確保について見ると、社会人（大学又は大学院修了後1年以上経過し、23歳以上の者）の入学者は19名であった。法学部以外の学部出身者は7名であった。

入学者の男女比率は、2013年度は、既修は女性6名対男性40名であった。未修は女性2名対男性9名であった。入学者全体では、女性8名対男性49名である。

2013年度の休学者は3名（継続2名、新規1名）、退学者は10名（うち、休学終了をもって退学した者は0名）、除籍者2名であった。なお、回生進行保留（原級留置）者は7名であった。休学理由は、「病気」1件、経済的理由2件である。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者もあり、法科大学院の学習が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。

3 教育体制

2013年度は、助教1名を採用した。法学部からの移籍はない。また、女性教員は3名である（研究者教員2名、実務家教員1名）。

また、専任教員の担当授業時間数については、2013年度において、最大10.0コマ、最少6.0コマであり、平均では8.10コマとなった。現在では、過重負担はほぼ解消している。

Ⅲ カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

1 カリキュラムの実施状況

→※受講登録状況については別表添付

① 法律基本科目

〔1〕 L1科目

L1における基礎的な学修の確保を図る観点から、段階的学習にも配慮しつつ、法律基本科目を前期と後期に手厚くかつバランスよく配置している。現在、前期に、憲法A（3単位）、民法（4単位・契約法Ⅰ）、刑法A（4単位）、商法Ⅰ（2単位）、行政法Ⅰ（1単位）を配置し、後期に、憲法B（1単位）、民法Ⅲ（2単位・担保法）、民法Ⅳ（2単位・契約法Ⅱ）、民法Ⅴ（2単位・家族法）、刑法B（2単位）、商法Ⅱ（2単位）、商法Ⅲ（2単位）を配置している。

〔2〕 L2・S1科目

演習については、L2・S1の混合クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。しかし、未修既修の別ではなく、学生の到達水

準の差に由来するクラス運営の困難さを生じる場合も認められており、必要性が高くかつ条件の整う科目（刑事訴訟法演習）においてグレード制を実施している。グレード制の取り組みが、学生の学力向上に役立っているかは、難しい問題である。FDフォーラム等をはじめグレード制の効果については検証が継続的に行われているし、今後も検討が続けられるべきである。

〔3〕 必修講義科目や演習はクラス指定制であるが、クラス変更を希望する院生が一定数存在する。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、クラス運営上の支障を生じない範囲内でクラス変更を認めている。

② 実務基礎科目

〔1〕 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数で担当しているが、このチームティーチングの実質化に引き続き取り組んでいる。部門ごとに教材作成や教授方法、テーマ選択などについて検討されている。このような入念な検討が行われることを通じて、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営のあり方が具体化されている。

また、公法、刑事法、民事法のすべての実務総合演習科目で、履修前提科目のGPAに基づいてグレード別クラスを編成し、学生の到達レベルに応じた指導が行き届くように徹底している。このようなグレード制がどの程度効果を上げているかは、今後も検討が必要である。

〔2〕 実習科目

リーガルクリニックⅠ（法律相談）、リーガルクリニックⅡ（女性と人権）、エクスターンシップの3科目のうち1科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である。2013年度の受講生は、リーガルクリニックⅠ38名、リーガルクリニックⅡ11名、エクスターンシップ38名であった。事前説明会と申し込みによる選抜、マナー&守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出、報告会、事後指導のスタイルは完全に定着している。

〔3〕 リーガルリサーチ&ライティングを必修科目とし、未修者、既修者ともに各々の1年目に配置している。

③ 基礎法学・隣接科目及び先端展開科目

〔1〕 科目展開

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に答えられていると評価できる。基礎法学・隣接科目及び先端展開科目では、問題関心に沿って選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると評価することができる。

また、先端展開科目については、3つの法務プログラムに講義2科目と演習1科目からなる科目パックを2ないし4つ配置して、専門性を体系的に深められるように工夫している。プログラムパックに置かれている科目の内容については、内容の重複が生じないよう配慮

がなされている。先端・展開科目につきパックで履修するよう推奨し、また最終学年に臨床系の科目を配置しているのは系統的学習という点で教育的効果を上げていると考えている。

〔2〕 特色ある科目

a) アメリカン大学との協定に基づき実施している外国法務演習は、2013年度も適切な受講者数を確保することができたが（6名）、入学者数の減少に伴い年々、適切な数の受講生を確保することが困難になりつつある。地球市民法曹養成の趣旨に適合する科目であり、引き続き受講生を確保する努力が必要である。

b) 京都セミナー（現代法務特殊講義）は、2013年度も2月（2014年）に朱雀キャンパスで実施した。「英語で学ぶ日本法」のテーマで、立命館大学のほか、成城大学、筑波大学、国士舘大学、帝塚山大学、学習院大学、神戸大学、アデレード大学、シドニー大学、ボンド大学より講師を招へいし、講義はすべて英語で行われた。参加者数は85名（うち法科大学院生は28名）であった。

c) そのほかの現代法務特殊講義として、「民事介入暴力」、「最高裁憲法判例」、「複雑民事訴訟」の3科目を開講した。

d) 応用人間科学研究科の司法臨床については、引き続き法務研究科との連携を図り、リーガルクリニックⅡの受講生を中心に履修指導を行った。

④ 定期試験

法律基本科目の講義科目および演習科目ならびに、実務基礎科目のうち実務総合演習については、すべて定期試験科目として執行している。また、受講生の学修時間を確保するために、最終講義日から定期試験まで一定の間隔（いわゆるリーディングピリオド）をおくように配慮している。

⑤ 成績評価

a) 成績評価については、2012年3月27日の教授会において、同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないように、科目担当者会議を行い、成績評価基準の統一を図ること、単独で担当の科目についても厳格かつ適正な成績評価を行うこと、試験講評は、到達目標との関係がわかるように書くこと、出席していることだけで、平常点を付与することはしないこと等を改めて決議した。この内容は毎年確認されている。

b) 成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっているといえる。ただし、減少はしているものの、現在でも担当者間で成績評価に差異が見られる科目がある。科目の特性や受講学生数による違いがあるのは当然であるが、適切でかつ厳格な成績

評価が行われているかについては調査・検討を継続する必要がある。

c)さらに2013年の教授会で「法律基本科目と実務基礎科目においては、学生の応答や出欠による平常点評価の割合が全成績評価のうち2割を超えないものとする」との統一的な基準につき決議を行い、この決議に従った運用を実施している。

⑥ 疑義照会・異議申立て

2013年度前期の疑義照会は25件、異議申立ては5件であった。2013年度後期の疑義照会は17件、異議申立ては2件であった。2005年度後期からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

2 カリキュラム改革の概要・進捗

2013年9月の司法試験合格実績は40名であり、昨年につづき、全国トップ10には入らず、関関両大学院に対しては引き続き優位に立ったものの、同志社大には一步及ばなかった。また、従来からの課題である合格率の向上に関しても、さらに合格率は低下することとなった。新司法試験合格者の質の確保という法科大学院教育の使命の原点に再度立ち返り、その観点から不断のカリキュラムの見直しを実施していく必要がある。このような認識を踏まえ、2013年度のカリキュラム改革としては、以下の2点を実施した。

a)2012年度に既修者科目入試から民事訴訟法および刑事訴訟法を除外(5科目入試化)したことに連動して、①民事訴訟法演習(4単位)を民事訴訟法演習Ⅰ(2単位)と民事訴訟法演習Ⅱ(2単位)に分割し、民事訴訟法演習ⅠをS1L2後期に、民事訴訟法演習ⅡをS2L3前期に配当した。②民事法実務総合演習の配当を半期後ろにずらし、S2L3後期配当にした。③刑事法実務総合演習の配当を半期後ろにずらし、S2L3後期にした。

b)主要民事法科目についてシームレスな教育体制を確保し、あわせて要件事実教育を充実させる観点から、「民法総合演習」(2単位)および、「民事裁判総合研究」(2単位)をS2L3後期に新設した。

また、2014年度のカリキュラム改革としては、以下の2点の実施を決定した。

a)学生定員の削減に伴い、先端・展開科目の見直しを行い、受講生の少ない消費者法務演習、金融法務演習、EU法の3科目につき2014年入学者のカリキュラムより廃止する。2013年度以前の入学生のため、2014年度は下記3科目を開講するが、2014年度入学生の受講は認めない。

b)刑事法務演習については、刑事法務Ⅰ、Ⅱの受講を前提としなければ刑事法務演習の授業の履修に学习上、困難を生じるといった関係がなく、授業の内容が刑事模擬裁判を行うものであるところから、模擬裁判における受講生の負担を適正な範囲に留めつつ、役割を割り振るためには、一定以上の適切な数の受講生が必要であることから、パック制の制度全体の変更をもたらさないことを大前提に、例外的に刑事法務演習の単独履修を認める。

成績評価に関しては、引き続き、教授会での成績判定分布の共有化等により、成績判定の適正化・厳格化に関する取り組みを継続する。平常点の評価基準の客観化・厳格化にも引き続き取り組む。また、原級留置者に対しては、面談等を通じて、適切な進路指導を引き続き行う。

IV FD等の授業改善

2013年度のFD委員会は、専門分野ごと、および、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から11名（うち実務家教員2名）のメンバーで構成された。FD委員会は、夏期休暇中を除いて12回開催し、FD活動の方針作成と実施を進めた。

授業改善に向けたFD活動の概要は、以下の通りである。

① 教学改善アンケート

例年と同様、法科大学院独自の教学改善アンケートを、全科目・全クラスについて行なった。2013年度は、アンケート項目については前年度を踏襲したものの、自由記述を促すため項目を設けるなどの工夫を行った。対象については、例年通り、全科目・全クラスについて行い、前期・後期それぞれ、第1回目は、授業開講後第6週目のところで、アンケート用紙を授業時に配布し授業終了後に回収する方法で、第2回目は、第14又は第15週に実施した。第1回目のアンケートは、その結果を後半の授業改善に反映させること、第2回目のアンケートは、授業改善の達成度を検証するとともに、次年度以降の授業改善やカリキュラム等の改革に反映させることを目的としている。実施科目率は、ほぼ100%である。

回収されたアンケートは、そのコピーが各授業担当者に渡され、個々の教員が授業改善に役立てるとともに、FD委員会委員が分担して分析を行なった結果を、FD委員会で集約・検討し、それを教授会に報告して、現状や課題、改善方向等を共通の認識にすることに努めた。分析結果の概要は、Web上で公表しており、また前年度からFD委員会から教授会への報告文書を、法学部から法科大学院に出講している教員にも配布している。

前期第1回目アンケートは、授業開講後第6週目(5月)に行われ、全科目で実施された。回収率は84.4%であり、全体を通じて、理解度で「非常に深まった」27.5%、「ある程度深まった」62.5%であり、前年度前期第1回アンケートにおける、「非常に深まった」25.0%、「ある程度深まった」63.9%より、理解度に関する自己認識は高くなっており、満足度も「非常に満足」は28.8%から29.4%に、「満足」が57.6%から59.7%へと若干であるがさらに向上している。しかし、これらは回答者の主観的な評価の側面もある点を踏まえ、FDフォーラム(過去開催内容は法科大学院HPで公開)等を通じていっそうの授業改善につなげていく必要がある。

前期第2回目アンケートは、第14又は第15週目の授業日(7月8日～20日)に実施し、回答率(回収数/受講登録者数)は、84.6%であった。全科目を通じてみると、「理解が非常に

深まった」33.5%、「ある程度深まった」60.0%であり、第1回アンケート同様、高い水準であった。教員の説明についても、消極的評価は全体の7.0%以下、従来の「科目満足度」に代えて設けた「科目の目標達成度」では、「非常によく達成」が30.5%、「ある程度達成」61.0%で、合わせると90%を超えた。設問に「科目の目標」と入れることにより、教育目標に対する回答者の到達度評価を知りたいと考えたが、従前どおりかなり主観的な基準になっているところもなお存在する点は考慮する必要がある。

後期第1回目アンケートは、第7週(11月7日～13日)に実施し、回収率は通常とほぼ変わらず、83.4%であった。総合では、授業の理解度について、「非常に深まった」32.0%、「ある程度深まった」60.8%、教員の説明について、「非常に分かりやすい」39.0%、「わかりやすい」54.2%と積極的な評価を得ており、その結果、授業の満足度について、「非常に満足」36.6%、「満足」56.3%となっている。消極的な評価はおおむね5～7%程度にとどまっている。自由記述欄は、この科目について自分が得意とする点、欠けている点、授業の長所、改善してほしい点を項目としてかかげて記入を促しているが、あまり変わりなく、記入は少ない状況である。

後期第2回目アンケートは、第14週又は第15週(1月6日～18日)に全科目で実施し、全体の回収率は85.8(第1回83.4%)であった。総合では、授業の理解度について、非常に深まった36.2(第1回32.0%)、ある程度深まった58.6(同60.8%)、教員の説明について、非常に分かりやすい42.6(同39.0%)、わかりやすい51.4(同54.2%)と積極的な評価を得ている。その結果、科目の目標達成についても、非常によく達成33.9%、ある程度達成58.5%となっている。消極的な評価は極めて少なく、自由記述欄は、第1回目と同様に記入が少なく、問題点の指摘はさらに少なくなっている。

例年通り、全体的には教員の説明は分かりやすく、理解度、満足度、科目目標到達度とも高評価となっている。もっとも、教授会やFDフォーラム等で出されている問題点もあり、アンケート結果をこれらとも突き合わせて授業改善に活かす必要がある。また、アンケートの目的を明確にし、項目などの改善をさらに図る必要がある。自由記述が少なく、特に消極的評価が出た場合の改善課題が分かりづらくなっている点も改善課題である。

② FDフォーラム

2013年度は、3回のFDフォーラムを実施した。そのテーマと概要は以下の通りである。

第1回(2013年7月2日)

テーマ「法律基本科目における平常点評価の再検討」

FD委員長より、「プロセスを重視し定期試験のみで成績評価しない」「出席のみで平常点評価しない」等のこれまでの到達点、2011年度のFDフォーラムでも「平常点評価の客観化が提起されていること」を確認し、次に、2012年度の認証評価において、平常点を加味した成績評価が評価されている一方、平常点評価の際にどのような項目についてどのような割合で取りあげるかが各担当者の判断にゆだねられている課題の紹介がなされた。2013

年度開講の法律基本科目の講義科目、演習科目ごとの成績評価対象項目と評価割合の一覧表を参照しつつ、活発な議論を行った。

講義か演習かという授業形態の違いや、配当回生、セメスターによる相違、なにより専門分野の特性による相違が当然考えられるが、評価項目や評価割合に関して、法科大学院としてガイドラインを示すこととし、FD 委員会、教務委員会においてさらに具体的に検討を進めることとした。

報告 1 FD 委員長 和田 真一 教授

第 2 回 (2013 年 11 月 26 日)

テーマ「リーガルライティング教育のあり方」

法律実務家として、法律文書の作成能力は不可欠重要であり、法科大学院では、リーガルリサーチ&リーガルライティングを必修科目としている(未修は L1、既修は S1 配当)。しかし、文章力の養成は通常かなり時間のかかるものであり、未修 3 年間、既修 2 年間の全体を通じてどのように涵養するかについては特に工夫が必要である。本フォーラムでは、法科大学院の教育として必要なリーガルライティング力の内容、水準は何か、それをどのように養成するのかを、リーガルリサーチ&リーガルライティングという特定科目のあり方に限らず、科目、分野横断的に検討した。

報告では、各報告者の授業実践が紹介された。例えば、事前に文章作成と自己チェックを予習としてこなしたうえ演習に望ませて確認させる方法、事前に文章を提出させ、添削の上いくつかのモデルを提示しながら授業を進める方法、詳細なチェックリストを提示する等の具体的方法等である。また、院生が法律的な文章を作成するうえで何が問題となっているのかについても、文章力そのものに由来するところか、法律的な論点の把握、正確な考え方の不足なのか、種々の問題提起があった。

質疑は、上記の紹介、問題提起に関わるもののほか、司法試験論述問題、事実認定の問題、民事法分野と刑事法分野での相違の有無、設例問題が具体的にどうあるべきか、答案作成の時間と量のコントロールの必要性など多岐にわたって活発に行われた。

報告 1 斎藤 浩 教授 (公法)

報告 2 平井 利明 教授 (民事法)

第 3 回 (2014 年 3 月 4 日)

テーマ「グレード制の現状と課題」

法科大学院では、現在、公法、民事法、刑事法の 3 つの実務総合演習科目と、刑事訴訟法演習がクラスグレード制をとっている。これにより受講者の到達度に即した授業を行い、より学習成果を上げることが期待されている。しかし、このグレード制を導入してからも、入試科目の見直し、新設科目の導入によるカリキュラム体系の変更、配当セメスターの変更が行われており、また、グレード区分の仕方や、各クラスへの対応の工夫は、各科目によって異なっている。本フォーラムでは、各科目でのグレード制の現状を報告するとともに、入学者の到達度の開きが大きくなっているとの指摘もある中で、今後のグレード制

のあり方について意見交換を行った。

報告では、実務総合演習のグレード制については、科目により区分基準の取り方、クラス数が異なること、授業内容の実態、成績評価、司法試験成績との相関等が報告された。クラスグレード制については、実態に即した教育方法という面もあるが、いずれのクラスの学生にもモチベーションを向上させ、客観的な成果を獲得させるために、クラス編成の仕方、教材の選択などについても課題が指摘された。

また、刑事訴訟法は唯一のL2S1 配当科目でグレード制をとっているが、民法演習、刑法演習、憲法演習などの他のL2S1 配当科目でもグレード制を導入すべきかが検討課題となっている。これについては、関連科目の配置セメスターの違いなどにより刑事訴訟法と同様にグレード制を導入できない問題があり、かつ、どのようなグレード化をするのか、その場合のグレード化による効果も慎重に検討する必要があると指摘された。

- | | | | |
|-----|-------|----|-------------|
| 報告1 | 北村 和生 | 教授 | (公法実務総合演習) |
| 報告2 | 和田 真一 | 教授 | (民事法実務総合演習) |
| 報告3 | 松宮 孝明 | 教授 | (刑事法実務総合演習) |
| 報告4 | 山口 直也 | 教授 | (刑事訴訟法) |

③ 授業参観

FD活動の一環としての授業参観については、2009 年度において、3 年計画で全科目の参観を行うことを決め、参観者は終了後、「この授業の優れている点」「さらに工夫が望まれる点」「双方向的・多方向的授業の工夫など」の3項目からなる報告書を作成し、この報告書は写しが担当教員に渡され授業改善に役立てられるとともに、FD委員会で分析検討している。2013 年度は、前年度同様、新設科目と新任者担当科目の授業参観、前年度からの新しい方針として、新任者には関連科目などの参観を1 科目以上行い、報告書の提出を求めることも継続した。

これに加え、2013 年度は前後期に開講されるすべてのL1 対象の法律基本科目についてFD委員を中心として授業参観を実施した。その趣旨は、本年度のL1 入学者が未修11 名で、かつてない小人数の講義となったこと、これに対応し、多くの授業で、講義室から演習室への教室変更が行われたことによる。

その結果、質疑の活発化や双方向性が高くなったなどの参観結果も得られ、院生との授業懇談会でもL1 からそのような意見もあった。もっとも、効果という点では、現段階では授業アンケート、成績評価を見ても従前と特に異なる結果が出ているわけではない。次年度も継続的に見ていく必要があると思われる。

④ その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発信していくために、2006年度からFDニューズレターを発行しているが、2013年度は2014年4月に第8号を発行した。

また、今後は、入学者数の減少を踏まえて、個々の学生を具体的に把握する方向で尽力する必要がある。

V 2014 年度入試

1 2014 年度入試をめぐる状況

適性試験の受験者の減少には依然として歯止めのかからない状況が続いている。本学志願者も年々減少し、非常に厳しい環境が続いている。

2013 年 11 月に公表された文科省の「公的支援の見直しの更なる強化について」では、定員充足率が重視されている。立命館は、2014 年度入学者より入学定員を従前の 130 名から 100 名に削減し、定員充足率の低下に歯止めをかける策を打ったが、2014 年度入学者については定員充足率が 50%未滿に落ち込む結果となった。

立命館が西日本における法曹養成の一角を担う教育機関としての存在感を維持するためには、入学定員をいたずらに削減すべきではないが、他方で、定員充足率の大幅な低下は補助金ランク付けとあいまってイメージを悪化させる危険性もある。したがって、今後も定員 100 名を維持し続けるべきかどうか、慎重な検討が必要である。いずれにしても、一層の志願者の確保、入学者の確保が急務の課題であり、①立命館大学法学部との連携の一層の強化（法学部の法曹志願者の掘り起こしと本学受験者の確保）と、②立命館大学法学部以外の大学出身者に立命館が受験校として選ばれる状況の確保、③歩留まり向上の対策が検討されなければならない。

2 2014 年度入試の改革点

入試の機会を増やすことで受験者数と入学者数を増加させることを狙って、新たに 8 月入試（前期入試）を創設した。また、後期入試の日程を 1 週間繰り上げて 2 月上旬に実施した。従来の前期入試は、中期入試として 9 月に実施した。なお、関西 4 私大では、同志社大学が新たに 2 月入試を実施しており、後期日程における受験者および入学者の奪い合いが発生することは必至である。

また 2014 年度入試においては、入学検定料の値下げ（3.5 万円→1 万円）と科目試験受験者全員に得点开示を実施した。

3 2014 年度入試の実施状況

(1) 実施日程

	前期（8 月）入試	中期（9 月）入試	後期（2 月）入試
出願期間	2013/7/8-7/16	2013/7/25-8/6	2014/1/6-1/16
科目選考	8/4 A 方式・B 方式	9/7 A 方式・社会人特別 9/8 B 方式	2/8 A 方式・社会人特別 2/9 B 方式
合格発表	8/23	9/27	2/21

1次手続	8/23-9/6	9/27-10/11	2次手続と一括
2次手続	2014/2/23-3/10	2014/2/23-3/10	2/21-3/10

転入学試験（後期入試と同日に同一会場で入学試験を実施）

※2014年度は出願者がおらず、執行せず。

出願資格の事前審査	2013/11/22-12/4
出願期間	2014/1/6-1/16
入学試験	2/9
合格発表	2/21
入学手続	2/21-3/10

(2) 試験会場

前期・中期・後期とも京都と東京で実施した。京都では、前期・後期は交通アクセスの便を考慮し朱雀キャンパスで行い、中期は衣笠キャンパスで実施した。また東京では、前期・中期は例年どおり昭和女子大学、後期は立命館東京キャンパスで実施した。

(3) 入学試験方式

A方式、社会人特別、B方式という区分は前年度までと同じであるが、2014年度は、中期日程に加えて後期日程でもA方式とB方式の併願を認めた。また検定料を10,000円に引き下げたことから、2013年度まで実施していた併願者に対する検定料割引は廃止した。

(4) 奨学金制度

2008年度入学者から、A奨学金が授業料免除15名、B奨学金は60万円支給40名とし、A、B奨学金いずれも初年度は入学試験成績によって受給者を決定する方式に改めた。2012年度入試からは、既修者向けのA奨学金につき、入試成績が特に優秀な者については2年間の学費全額を免除する2年間支給型のA奨学金を新たに設け、A奨学金受給者15名中の5名程度を当てることとした。2014年度入試もそれを踏襲している。

4 実施結果

2014年度入試の志願者・合格者などの状況を、過去3か年度の比較で示すと以下の通りである。2014年度入試では従来の前期入試を中期入試として実施したことから、2014年度中期入試の結果を2012年度・2013年度前期入試の結果と比較している。A方式（）内の数字は社会人特別入試の内数である。

(1) 前期（8月）入試

① 志願者数

	A方式	B方式	合計
2014年度入試	34	95	129

② 合格者数

	A方式	B方式	合計
2014年度入試	16	39	55

(2) 中期(9月)入試(※2012・2013年度は前期〔9月〕入試のデータである)

① 志願者数

	A方式	B方式	合計
2012年度入試	120(13)	232	352
2013年度入試	60(9)	172	232
2014年度入試	59(8)	160	209

② 合格者数

	A方式	B方式	合計
2012年度入試	57(7)	129	186
2013年度入試	30(6)	80	120
2014年度入試	16(2)	65	81

(3) 後期(2月)入試

① 志願者数

	A方式	B方式	合計
2012年度入試	22	70	92
2013年度入試	9	68	77
2014年度入試	16(1)	51	67

② 合格者数

	A方式	B方式	合計
2012年度入試	5	30	35
2013年度入試	5	20	25
2014年度入試	11(1)	19	30

(4) 総計

① 志願者数

	A方式	B方式	合計	対前年比
2012年度入試	142(13)	302	444	76.0%
2013年度入試	69(9)	240	309	69.6%
2014年度入試	99(9)	306	405	131.0%

② 合格者数

	A方式	B方式	合計
2012年度入試	62(7)	159	221
2013年度入試	35(6)	100	135
2014年度入試	43(3)	123	166

③ 入学者数

	A方式	B方式	合計	入学定員
2012年度入試	21(3)	66	87	130
2013年度入試	11(1)	46	57	130
2014年度入試	15(2)	27	42	100

※ 2013年度には、これに転入学試験合格者2名が追加される。

5 課題

(1) 志願者数と競争倍率

2014年度入試の志願者数は対前年比131.0%に増加した。入試回数を増やしたこと、入学検定料を減額したことが、志願者数増加に寄与したものと考えられる。それに対して競争倍率は1.89倍にとどまった。

定員の充足と競争倍率2倍の確保を両立させることは困難な面があるが、志願者の増加と歩留まり率の向上を今後も追求しなければならない。

(2) 入試日程・入試会場

入試日程に関しては、2014年度入試から、3期の入試を行った。上記の通り、入試回数を増やしたことは、志願者の確保に一定程度寄与したものと考えられる。

入試会場に関しては、京都会場については、前期・後期日程では朱雀キャンパスとし、中期日程では衣笠キャンパスとした。東京会場については、前期・中期日程につき、昭和女子大を会場としたが、後期日程については立命館東京キャンパス（東京駅前サピアタワー）を試験会場とした。昭和女子大が授業日であるため窮余の対応であるが、交通至便の会場での受験が可能となることの効果を検証する必要がある。

(3) 出身大学の構成・学内進学

志願者の出身大学は、立命館がトップで、同志社がそれに続いている。京都大学、神戸大学、大阪大学や関・関・同といった学校群よりも、一段下がる層からの志願者が相対的に増加する傾向にある。有力大学出身者を増加させる必要があることは言うまでもなく、入試の仕組みや奨学金について、さらなる改善の余地がないか検討が必要である。

2014年度入学者のうち立命館出身者の割合は50%を超えている。志願者の質量確保のために立命館大学法学部との連携をより強化することは最重要課題である。2012年度より連携委員会が置かれているが、連携委員会において、時期を逃さず有効な手立てをとれるよう検討・議論を継続していく。

(4) 奨学金

現在立命館は、競合する他の有力大学との間で、入学者の確保について厳しい競争にさらされており、奨学金の内容が、複数大学に合格した者の最終的な進学先決定にあたっての重要な考慮要素になっている。そこで、2015年度入試から、A奨学金2年給付型の給付対象を増加させる運用が可能になるように奨学金政策を変更する。

他方で、2014年度から、原資の枯渇により園部奨学金の付与がなされなくなっており、園部奨学金の後継となる奨学金政策の打ち出しも喫緊の課題である。

(5) 教育型入試・入学前プログラム

2014年度より、入試成績を全受験者に開示することで、法科大学院進学希望者が自身の学習到達度を認識できるようになる「教育型入試」を実施した。この改革は、受験者数の増加につながり、一定の効果があつたとみられるが、歩留まりにどの程度の効果があるのかについては、2015年度入試以降、検証が必要である。

2014年度から、入学前プログラムを拡充し、既修者向けの入学前プログラムを10月と3月に実施した。入学前の時期を有効活用することは重要であり、入学前プログラムをさらに充実させることができないか、引き続き検討を行う。

(6) 広報

従来から、新聞社や予備校主催の説明会に参加しているが、2012年度(2013年度入試)からはリクルートによるWEB上の合同説明会「ロースクールLIVE」に参加している。ロースクールLIVEについては、2014年度(2015年度入試)においても参加を予定している。

2012年度(2013年度入試)に、立命館法学部生を対象に、入試過去問解説会(民法・刑法)を行ったところ、この試みが好評であつたため、2013年度(2014年度入試)では、3回に回数を増やして実施した。社会人や他大学の学生の参加もあり、彼らは、HPから情報を得ていたが、より情報を得やすいHPとすることも検討されるべきであろう。

(7) その他

法科大学院の認証評価では、B方式試験での最低基準点が既修者の単位認定として適切かが問題となった。最低基準点の設定点については、入試成績と本学での成績、司法試験の可否を相関して検証を行い、引き続き検討を行う。

6 2015年度入試の改革点

① 2014年度入試までは、法学未修者の社会人を対象とした社会人特別試験(小論文と面接で選考)を実施していたが、それに代わり、豊富な社会経験や法学以外の分野の専門知識を有する人材をより多く確保するため、社会人または非法学系課程出身者を対象としたC特別方式(3年修了制・小論文と面接で選考)と、社会人を対象としたD特別方式(2年修了制・法律科目試験と面接で選考)を新設する。

② B方式、転入学試験、D特別方式における法律科目試験の科目の構成を一部変更し、これまで「公法(憲法・行政法)」、「民事法(民法・商法)」、「刑事法(刑法)」としていたものを、「公法(憲法・行政法)」、「民法」、「商法」、「刑法」とする。

- ③ 従前の法律科目試験の「民事法（120分）」を、「民法（80分）」と「商法（60分）」に分割したうえで、商法の試験時間を実質的に延長し（45分相当→60分）、併せて配点も変更する（50点→100点）。なお民法については、実質的な試験時間・配点とも変更はない。

VI 学習・進路就職支援

1 学習支援

① 履修指導

プログラム・パック制度の在り方については、2010年度にカリキュラム改革（履修前提制の廃止、進級制の導入を含む）を行い、2011年度以降は履修推奨であることを履修要項に明記してきている。

② 正課のフォローアップ

今年度も全教員が年間を通じてオフィスアワーを設定し、時間割を作成して学生に公開している。また、授業終了後の質問の受付は、時間割が許す限り、すべての科目で励行されている。オフィスアワーを講義時間の後に設定したり。質問会形式を取ったりするなど工夫されている科目もある。

③ LET の利用

シラバスの確認、資料のダウンロード、学習上の各種連絡、LEX/DB等により提供されている判例、文献情報等、法科大学院の学習生活にLETは欠かせない存在となっている。

また、2005年度から法学検定試験問題を予復習に活用できるようにした。憲法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法等で活用されている。法律基本科目（必修）で活用されている結果、相当割合の院生が利用する機会を持てたことになる。さらに、2009年度より、院生の便宜のため、法律基本科目に関し、過去の定期試験問題をLETで公表している。

④ 入学前指導など

未修者の法科大学院学習への導入をスムーズにするため、民法を中心とした入学前プログラムを本年度も実施し、添削指導等も行った。また、スクリーニングを朱雀キャンパスにおいてゼミ形式で（出席任意）で行った。最もその参加者は減少傾向にある。

このほか、入学前ガイダンスを次のとおり行った。

2014年3月8日（参加者人数 25名 未修 11名 既習 14名）

入学前ガイダンスでは、第1部として法科大学院における学習支援、授業の進め方に関する案内、在学院生・新試合格者による学習案内を実施し、第2部として未修者向けに刑法、既修者向けに民法を演習形式による模擬授業を実施した。併せて、施設見学、ティーブレイクによる教員等との意見交換問の受付や相談を行った。

⑤ オリエンテーション企画

2009年度からは、企画内容を精選し日程を短縮しており、本年度も同様に実施した。

⑥ 本大学院の特色の1つである選択必修科目であるエクスターンシップ（法律事務所・

自治体・企業研修)及びリーガルクリニックについては、春期受講者が夏期受講予定者に、夏期受講者が次年度の春期受講予定者にそれぞれ研修経験を伝えることによって、研修の充実を図っているところ本年度は2013年6月25日、2013年10月29日に実施した。

⑦授業懇談会・学生面談

前期、後期とも学年毎に授業懇談会を行い、院生と講義内容や授業の持ち方等に関する質疑や意見交換を行った。法科大学院設置初期と異なり院生からの意見は減少しつつあるが、これまでと同様に、院生からの意見、要望は可能な限り授業に反映してきている。学生面接は、前・後期に1回ずつ実施し、院生の学習上の悩みや相談に対しアドバイスをを行った。

2 進路就職指導

①新司法試験について

新司法試験に関する弁護士ゼミ等は2013年度もエクステンションセンターが実施した。エクステンションセンターは、立命館大学が学生・院生の進路・就職および卒業生を含む社会人の生涯教育に寄与することを目的として設置する全学のセンターであり(立命館大学「立命館大学エクステンションセンター運営規程」(2007年6月6日)1条)、本学法科大学院とは独立した組織である。

②キャリアデザイン

法科大学院の在學生や修了生が将来進路である法曹像を明確化する機会を与えるために、2009年度より、エクステンションセンター主催による講演会、大手弁護士事務所への訪問・見学会が実施されている。

2013年度は、8月にOBによる法律事務所パートナー弁護士講演会、OB所属事務所(3事務所)への訪問会が実施された。

このほか、2008年度から毎年、法科大学院同窓会主催(法科大学院、キャリアオフィス後援)により、法曹業務の魅力や法曹就職活動の実態を在學生・修了生に紹介する講演会が開催されてきており、2013年度は8月末に開催した。

修了生への就職支援としては、これらのほか、大手弁護士事務所のサマークラークの募集の告知を受けて、エクステンションセンターがLETに情報を開示している。

また、ここ数年来、弁護士事務所への就職が厳しくなっているが、弁護士事務所への就職活動については、本大学院同窓会及び立命館法曹会のネットワーク等による支援を得て、全国にある同会員の法律事務所からの求人情報を司法修習生に紹介する等している。

③その他

本研究科は、開設以来、新司法試験において2013年度の合格者を含め、378名の合格者を輩出し、わが国の法曹会に確固とした地位を築いてきた。また、法曹以外の分野でも、企業法務や国家・地方公務員、国会議員秘書等に多様な人材を送り出している。

しかし、法科大学院は、司法試験受験をあきらめ、進路を変更した者や受験回数制限を超えた者の就職支援を実施しなければならないという課題を抱えている。

進路変更を希望する者に対する対応は、2009年10月から、エクステンションセンターを朱雀キャンパスにおける1次相談窓口と設定し、エクステンションセンターでの相談を受けて進路変更希望に応じ、全学のキャリアオフィス（民間企業へに就職希望の場合）やエクステンションセンターの公務員試験担当といった部署に対応を引き継ぐ体制が整備されている。エクステンションセンターにより、本学就職システムである Campus Web を通して、求人票の公開もしている。

本法科大学院の新司法試験合格者は、2013年度で40名、全国13位であったが、今後、受験回数の制限を超えた者が一定数出ること、また、その人数も順次増加することを予測しておくことが必要である。このため、エクステンションセンターと連携した修了者の全体的な進路状況の把握をはじめ、法科大学院としての対応の検討が必要となる。もともと、一法科大学院による対応には限界があることから、ジュリナビ（法科大学院修了者向けの就職支援サイト）等の全国的な対応との連携が進められるべきであり、今後とも、キャリアオフィスとの連携を強化する必要がある。

Ⅶ 教育支援体制等

授業活動に付随する事務的な作業の多くは、教授会及び各種委員会の決定に基づき、事務職員が担当している。また、大学院法学研究科の博士課程後期課程の学生を、教育活動補助のためのTAとして採用する制度を設けている。この制度に基づき、2010年度に2人、2011年度に1人のTAを採用し、学生からの質問対応、小テストの採点といった活動を担っていた。しかし、大学院法学研究科の博士課程後期課程の学生の数の減少により、2012年度以降は採用に至っていない。

法科大学院の認証評価では、事務職員が8人配置され、教育を支援するための事務職員体制は整備されていると評価されており、現状においても事務職員体制に問題は生じていない。

Ⅷ 法務研究科の運営について

法務研究科運営上および教学上の重要事項を審議決定するため、長期休暇中を除いて、概ね隔週で法科大学院教授会を開催している。2013年度においては、合計20回の教授会を開催した。

2013年度においては、ダブルカウントは完全に解消しており、法科大学院教授会と法学部教授会の両方に出席しなければならない教員は存在しなくなった。法科大学院教授会と法学部教授会の時間をずらして、両方の教授会への出席を確保する必要はなくなったため、2013年度から、法科大学院教授会の開始時刻を従来の午後1時開始から、午後2時開始に変更した。

IX 2013 年度研究業績

浅田 和茂教授

著書：(共編) 川端博、山口厚、井田良氏編 『理論刑法学の探究⑥号』(成文堂、2013年6月)

論文：「Vergangenheit, Gegenwart und Ausblick in die Zukunft die Aufgabe des japanischen Strafrechts im Vergleich mit dem deutschen Strafrecht」 E.Moutsopoulos u.a.(Hrsg.), Gedächtnisschrift zu Ehren von Professor Dr. Christos Dedes, Ant.N.Sakkouras Publishers, (2013年6月) 1~9頁

「Probleme strafrechtlicher Sanktionen in Japan」 G.Freund u.a.(Hrsg.), Grundlagen und Dogmatik des gesamten Strafrechtssystems – Festschrift fuer Wolfgang Frisch, Duncker & Humblot (2013年6月) 1107~1115頁

「中山先生の保安処分論」犯罪と刑罰 22号 (2013年6月) 83~101頁

「主観的事実の立証と実体刑法の改正」浅田和茂ほか編『改革期の刑事法理論 福井厚先生古稀祝賀論文集』(法律文化社、2013年6月) 496~519頁

「改正臓器移植法の問題点」石塚伸一ほか編『近代刑法の現代的論点 足立昌勝先生古稀記念論文集』(社会評論社、2014年3月) 14~38頁

「Fragmentarismus und Subsidiaritaet des Strafrechts in Japan」 Festschrift fuer Kristian Kuehl, C.H.Beck (2014年3月) 753~762頁

生熊 長幸教授

著書：(単著)『担保物権法(三省堂テミス)』(三省堂)(2013年10月)

市川 正人教授

その他：「論点体系 判例憲法1」共著(第一法規) 442~507頁(2013年6月)

「破壊活動防止法のせん動罪と表現の自由」単著 別冊ジュリスト『憲法判例百選I [第6版]』116~117頁(2013年11月)

大下 英希准教授

著書：(共著) 神山敏雄ほか編『新・経済刑法入門(第2版)』(成文堂)「第18章悪質商法と消費者保護」(266-281頁)「第19章利殖商法と消費者金融の規制」(282~294頁)(2013年7月)

その他：「2013年学会回顧」共著 法律時報 85巻 13号 54~71頁(2013年12月)

小田 幸児教授

その他：「[公開シンポジウム] 刑事裁判と科学鑑定」話題提供 龍谷法学第46巻 4号(2013年8月)

加波 眞一教授

著書：(共著) 松川正毅、本間靖規、西岡清一郎編 『新基本コンメンタール・人事訴訟法・家事事件手続法』(日本評論社、2013年11月) 307～312頁

その他：「会社組織に関する訴えに係る請求を認容する判決が詐害判決であるとして、その効力が及ぶ第三者が、民事訴訟法338条1項3号の代理権欠缺の場合に準じて再審請求をすることの適否」私法判例リマークス47号126～129頁(2013年7月)

北村 和生教授

著書：(共著) 交告尚史、田村達久氏共同執筆 『自治体法務検定公式テキスト基本法務編平成26年度』(第一法規、2014年1月) 161～171頁、197～215頁、216～223頁

論文：「公物・公共施設管理と争訟」『シリーズ自治体政策法務講座・第3巻争訟管理-争訟法務』(ぎょうせい、2013年9月) 89～119頁

「公的部門における法律専門家——フランスにおけるその要請と役割」阪大法学63巻5号(2014年1月)287～307頁

「違法な建築確認と国家賠償責任」立命館大学政策科学21巻4号(2014年3月)

49～66頁

その他：「判例回顧と展望2012年行政法」法律時報6月臨時増刊(2013年6月)

36～40頁

「宅地造成等規制法による規制権限の不作と行政訴訟・国家賠償訴訟」

法学教室2013年8月号(2013年7月)73～80頁

「学界展望 行政法」公法研究75巻(2013年10月)331～340頁

「親水公園の管理をめぐる紛争」法学教室2013年12月号(2013年11月)108～116頁

「と畜場法に基づく検査をめぐる紛争」法学教室2014年4月号(2014年3月)96～105頁

倉田 原志教授

論文：「ドイツ連邦労働裁判所における基本権の第三者効力論の展開」根本到ほか編西谷敏先生古稀記念論集『労働法と現代法の理論』(下)(日本評論社、2013年11月)

229～251頁

「国が宗教と結びつくことは何を意味するか?」「公務員の労働基本権制限」京都憲法会議監修・木藤伸一郎・倉田原志・奥野恒久編『憲法「改正」の論点』(法律文化社、2014年1月)67～73頁

その他：「地方公務員の労働基本権—東京都教組事件」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ

〔第6版〕』（有斐閣、2013年12月）310～311頁
「憲法27条・28条の性格」土田道夫・山川隆一編ジュリスト増刊『労働法の争点』（有斐閣、2014年3月）10～11頁

齋藤 浩教授

著書：（共著）『阪神・淡路まちづくり支援機構附属研究会編「士業・専門家の災害復興支援～1.17の経験、3.11の取り組み、南海等への備え」（クリエイツかもがわ、2014年1月）

（共著）『日本弁護士連合会行政訴訟センター編「実例解説 行政関係事件訴訟～最新重要行政関係事件実務研究③』』（青林書院、2014年3月）

論文：「復興支援を行うNPO等が活用できる財政支援にはどのようなものがあるか」 災害救済法研究会編『Q&A 災害をめぐる法律と税務』（新日本法規、2013年4月）

「ワンパック専門家相談の取り組み」日本住宅会議編『東日本大震災～住まいと生活の復興』（ドメス出版、2013年6月）

「復興特区の可能性と課題」日本住宅会議編『東日本大震災～住まいと生活の復興』（ドメス出版、2013年6月）

島田 志帆教授

論文：「個別株主通知の実施時期」立命館法学350号（2013年12月）260～284頁

高田 昭正教授

論文：「伝聞概念一素描」『福井厚先生古稀祝賀論文集』（法律文化社、2013年6月）307～320頁

『大コンメンタール刑事訴訟法〔第2版〕』第10巻（438条～453条）（青林書院、2013年9月）102～189頁

その他：「連続鼎談・『新時代の刑事司法制度』を問う／第4回 刑事免責・被告人の証人適格」法律時報2014年1月号（2013年12月）72～83頁

「別件逮捕・勾留と余罪取調べ」『刑事訴訟法の争点／新・法律学の争点シリーズ6』（有斐閣2013年12月）66～67頁

高橋 翔太郎助教

その他：「研究会報告：判例報告「淀川海運事件 東京高裁平成25年4月25日」関西労働法研究会（2014年3月）

田中 恒好教授

論文：「CISG - A Tool for Globalization(2):The American and the Japanese Perspectives」]

Ritsumeikan Law Review No. 30 (2013年6月) 35~106頁

中村 康江准教授

その他:「学界回顧 商法」 法律時報 85 卷 13 号 (2013 年 12 月) 158~161 頁

永井 ユタカ教授

論文:「使用借権の財産的価値の立証—主として『土地』の使用借権の財産的価値—」
立命館法学第 347 号 (2013 年 6 月) 319 頁~344 頁

福本 布紗准教授

著書:(共著)『ロードマップ民法 2 物権』(一学舎、2013 年 5 月) 27~57 頁

その他:「パブリシティ権の法的性質とその侵害要件—ピンク・レディー事件」法律時報 1063 号 (2013 年 8 月) 118~121 頁

藤原 猛爾教授

著書:(共編著)『環境法入門 (第 4 版)』(法律文化社、2013 年 4 月)

その他:「廃棄物不法投棄と取締役の責任」自由と正義 64 卷 4 号 (2013 年 4 月) 53~57 頁

渕野 貴生教授

論文:「黙秘権保障と自白法則」法律時報 85 卷 4 号 (2013 年 4 月) 114~119 頁

「証拠開示の原点を論じる意義」法と民主主義 477 号 (2013 年 4 月) 31~34 頁

「実名犯罪報道をめぐる無罪推定法理の意義と射程」飯島滋明編『憲法から考える実名犯罪報道』(現代人文社、2013 年 5 月) 133~149 頁

「裁判員裁判が適正であるために必要な水準」福井厚先生古稀祝賀論文集『改革期の刑事法理論』(法律文化社、2013 年 6 月) 281~306 頁

「取調べ可視化の権利性と可視化論の現段階」法律時報 85 卷 9 号 (2013 年 8 月) 58~63 頁

『新時代の刑事司法制度特別部会』と刑事立法の議論のあり方」季刊刑事弁護 76 号 (2013 年 10 月) 134~140 頁

『新時代の刑事司法制度』特別部会に対する批判的検討」法と民主主義 484 号 (2013 年 12 月) 4~14 頁

「裁判員裁判と少年の主体的な手続参加—立法合理性の検証と説明責任」武内謙治編『少年事件の裁判員裁判』(現代人文社、2014 年 1 月) 245~268 頁

「新時代の刑事司法制度特別部会の基本思想」犯罪と刑罰 23 号 (2014 年 3 月) 81~102 頁

その他:『後藤昭=白取祐司編「新・コンメンタール 刑事訴訟法 [第 2 版]」(日本評論社、

2013年9月)第1編第12章『鑑定』328～354頁、第1編第13章『通訳及び翻訳』355～369頁、第1編第14章『証拠保全』370～379頁、第1編第15章『訴訟費用』380～400頁、第1編第16章『費用の補償』401～423頁、第2編第3章第2節『争点及び証拠の整理手続』734～833頁
「鼎談＝梶野貴生・小坂井久・村井敏邦「『新時代の刑事司法制度』を問う 第1回 取調べの可視化」 法律時報 85巻11号(2013年10月)52～63頁

松宮 孝明教授

論文：「政治資金規正法における規範的構成要件要素の認識について」『改革期の刑事法理論・福井厚先生古稀祝賀論文集』（法律文化社、2013年6月）477～495頁
「クレジットカード使用と詐欺罪」 立命館法学 351号（2014年2月）2549～2560頁
「『結果反（無）価値論』について」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集（上巻）』（成文堂、2014年3月）231～247頁
「『承継的』共犯について——最決平成24年11月6日刑集66巻11号1281頁を素材に——」 立命館法学 352号（2014年3月）2999～3025頁
「けん銃不法所持の共謀共同正犯とその主観的要件について」『近代刑法の現代的論点 足立昌勝先生古稀記念論文集』（2014年3月）232～255頁

松本 克美教授

著書：（共編著）『長尾治助先生追悼論文集・消費者法と民法』 法律文化社（2013年6月）
論文：「先物取引被害に対する損害賠償請求権の消滅時効」先物取引被害研究 40号（2013年4月）5～16頁
「原子力損害と消滅時効」立命館法学 347号（2013年6月）220～243頁
「除斥期間説と正義」『清水誠先生追悼論集・日本社会と市民法学』（日本評論社、2013年8月）513-527頁
「不動産取引と消費者」中田邦博・鹿野菜穂子編『基本講義消費者法』（日本評論社、2013年10月）188-199頁
「児童期の性的虐待に起因する PTSD 等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」立命館法学 349号（2013年10月）1～43頁
「建物の安全と民事責任—判例動向と立法課題—」立命館法学 350号（2013年12月）1753～1793頁
「カネミ油症新認定訴訟における時効・除斥期間問題—福岡地裁小倉支部 2013・3・21判決が見落としたもの」環境と公害 43巻3号（2014年1月）39～43頁
「時効法改革—労働法との関連で—」労働法律旬報 2014年3月上旬号（2014年3月）28～31頁

「除斥期間と債務の承認・権利行使—民法 724 条後段の 20 年期間との関係で—」

立命館法学 351 号 (2014 年 3 月) 3026~3035 頁

その他:「判批・手術後タオル残置事件の時効・除斥期間論 (東京地判平成 24・5・9 判時 2158・80)」法律時報 86 卷 3 号 (2014 年 3 月) 116-119 頁

湊 二郎教授

論文:「予防訴訟としての確認訴訟と差止訴訟」法律時報 85 卷 10 号 (2013 年 9 月) 29~34 頁

「ドイツ行政裁判所法における不作為訴訟に関する一考察——行政行為・法規範に対する予防的権利保護」立命館法学 (2014 年 2 月) 351 号 1~47 頁

その他:「場外車券発売施設設置許可処分の取消請求が棄却された例」『新・判例解説 Watch /2013 年 4 月』65~68 頁

村田 敏一教授

論文:『支配株主の異動を伴う募集株式の発行等に関する規律の新設について - 「主要目的ルール」との交錯を中心に - 』藤田勝利先生古稀記念論文集「グローバル化の中の会社法改正」(法律文化社、2014 年 2 月) 101 頁~115 頁

その他:「不動産投資法人の募集投資口の発行につき公正な払込金額ではないものとして差止仮処分が認められた事例」商事法務 2019 号 (2013 年 12 月) 84 頁~90 頁

薬師寺 公夫教授

著書:(共編著) ベーシック条約集 2014 年版 (東信堂、2014 年 3 月)

山口 直也教授

著書:(単著)『少年司法と国際人権』(成文堂、2013 年 12 月) 1~417 頁

論文:「取調べによらない供述証拠収集手段の立法課題」法律時報 85 卷 8 号 (2013 年 7 月) 18 頁~23 頁

「いじめ問題に対する少年司法の課題」<教育と社会>研究 23 号 (2013 年 8 月) 3 頁~12 頁

その他:「裁判員裁判時代における訴追裁量」刑法雑誌 52 卷 3 号 (2013 年 5 月) 498 頁-503 頁 (松倉治代との共著)

山名 隆男教授

論文:「実現前権利の課税問題」立命館法学第 352 号 (2014 年 3 月) 519~540 頁

その他:『演習ノート「租税法」(第 3 版)』(法学書院、2013 年 9 月) 48~51 頁

『司法試験論文問題と解説』(法学書院、2013 年 11 月)

吉村 良一教授

著書：(共編著) 『環境法入門 (第4版)』(法律文化社、2013年4月)

『日本侵権行為法』(中国人民大学出版社、2013年7月)

論文：「アスベスト被害の救済」環境と公害 42 卷 4 号 (2013 年 4 月) 62～68 頁

「薬の副作用と表示上の欠陥」鹿野菜穂子他編『消費者法と民法』(法律文化社、2013年6月) 246～269 頁

『民法改正』と『市民法論』 広渡清吾他編 『日本社会と市民法学』(日本評論社、2013年8月) 419～438 頁

「福島原発事故被害の救済」法律時報 85 卷 10 号 (2013 年 10 月) 60～66 頁

「労働契約における労働者の「意思」と「規制」」根本到他編『労働法と現代法の理論(上)』日本評論社 (2013 年 11 月) 3～25 頁

「『薬害イレッサ』における製薬会社の責任」立命館法学 350 号 (2013 年 12 月) 137～188 頁

「建設アスベスト訴訟における国と建材メーカーの責任」立命館法学 347 号 (2013 年 6 月) 1～35 頁

「総論－福島第一原発事故被害賠償をめぐる法的課題」法律時報 86 卷 2 号 (2014 年 2 月) 55～61 頁

和田 真一教授

論文：「わが国における名誉・信用回復請求権の現状と課題(3・完)」立命館法学 350 号(2013年12月)230～259 頁

その他：「インターネットのウェブサイトへの記事掲載が新聞社などの名誉を毀損するとされた事例」法律時報 85 卷 10 号(2013 年 9 月) 117-120 頁